

社会保障審議会 児童部会
子どもの預かりサービスの在り方
に関する専門委員会

議論のとりまとめ（案）

「ベビーシッターによるわいせつ事案への対応に関する提言」

令和3年（2021年）〇月〇日

ベビーシッターによるわいせつ事案への対応に関する提言（案）

1. これまでの経緯

2. 基本的な考え方

- (1) わいせつ事案等への対応について
- (2) マッチングサイト及びその運営者の位置付け

3. 対応案

(1) 未然防止

- ①保護者（利用者）への周知とそれに基づく保護者の適切な選択
- ②事業者の自主的な取組の推進
- ③マッチングサイトガイドラインの見直し

(2) 事案への対応

- ①事業停止命令等の期間
- ②事業停止命令等の地理的効力等
- ③保育士の欠格事由に関する報告
- ④保護者への情報提供

(3) 再発防止

- ①事業停止命令等に関する情報の自治体間での共有
- ②事業停止命令等に関する情報の一般への公開

4. 検討課題

- (1) 自らの犯罪歴を証明する制度の導入について
- (2) マッチングサイトに関する更なる検討について

1. これまでの経緯

- 本専門委員会は、平成26年3月に発生したベビーシッターを名乗る男の自宅から男児の遺体が発見されるという事件を受け、認可外保育施設に関する届出の対象範囲の拡大や、子どもの預かりサービスのマッチングサイト（以下「マッチングサイト」という。）への対応について議論を行い、同年11月に議論のとりまとめを行ったところである。

このとりまとめを受け、個人のベビーシッターが認可外保育施設に関する届出の対象とされたほか、厚生労働省において「子どもの預かりサービスのマッチングサイトに係るガイドライン」（以下「マッチングサイトガイドライン」という。）を作成するなどの対応がとられてきた。

（注）いわゆる「ベビーシッター」という用語について、法令上の定義はないが、本とりまとめでは、以下、便宜的に、認可外の居宅訪問型保育事業者の保育従事者（個人で事業を実施している場合を含む。）を指して記載することに留意。

- また、幼児教育・保育の無償化を契機として、認可外保育施設の質の確保・向上を図る観点から、令和元年度、認可外の居宅訪問型保育事業等における保育従事者の資格に関する基準についての検討を本専門委員会で行い、一定の研修受講を基準とすることを提言した。
- そして、マッチングサイトを介したベビーシッターによるわいせつ事案が令和2年4月と同年6月に発生したことを受け、ベビーシッターによるわいせつ事案等（以下「わいせつ事案等」という。）が発生した場合の対応等を検討するため、同年8月に本専門委員会における議論を改めて開始し、関連事業者からのヒアリングを含め、これまで検討を進めてきたところである。
 - ・ 第11回（令和2年8月28日）
認可外の居宅訪問型保育事業に係る対応について
 - ・ 第12回（令和2年11月9日）
認可外の居宅訪問型保育事業に係る対応について
関係事業者等からのヒアリング
 - ・ 第13回（令和2年12月21日）
関係事業者からのヒアリング
自社研修等基準について
マッチングサイトガイドラインの改正について
 - ・ 第14回（令和3年1月28日）
議論のとりまとめ（P）

2. 基本的な考え方

(1) わいせつ事案等への対応について

- わいせつ事案等の対応に当たっては、まず、事業者、保護者（利用者）、行政等の関係者が、被害者となりうる者は自らの身を守る術を持たない子どもであることを肝に銘じ、それぞれの役割に応じて事案の発生を防止するための取組を進めていく（①未然防止）という視点を持つことが最も重要である。その上で、不幸にも事案が発生してしまったときに、当事者の個人情報等に配慮しながら、関係者はどのように対応するか（②事案対応）、そして再発を防止するための方策としてのようなものがあるか（③再発防止）という、三つの視点から本専門委員会は検討を行った。特に、今般の検討の契機となったわいせつ事案においては、関係するマッチングサイトの運営者について、事案発生を把握した後の情報発信が遅れたのではないか、プライバシー等に配慮した上で情報発信が可能だったのではないかといった指摘がなされている。本専門委員会では、こうした指摘も踏まえ検討を行った。

- なお、わいせつ事案等への対応の検討に当たっては、事案の性質上、①被害児童及び保護者のプライバシー保護が何よりも重要であること、②事案が発生した後も刑事司法手続において事実関係が確定するまではわいせつ事案を起こしたベビーシッターに対しても「推定無罪の原則」が適用されること、③刑が確定した後も犯罪歴はいわゆる要配慮個人情報に該当することなども考慮する必要がある。

(2) マッチングサイト及びその運営者の位置付け

- マッチングサイトを介したベビーシッターサービスの提供・利用は、保護者とベビーシッターとの契約（以下「利用契約」という。）に基づき行われるものであり、マッチングサイト運営者は利用契約の当事者ではない。こうした法的関係を踏まえると、保護者とベビーシッターとの間にトラブルが生じた場合でも、マッチングサイトはあくまで「掲示板・プラットフォーム」に過ぎず、マッチングサイトの運営者は何ら責任を負わないとする説もあり得る。

- しかしながら、一部のマッチングサイトにおいて、登録しているベビーシッターの中に、児童福祉法に基づく届出を行っているか確認できない者が含まれている旨の報告がされたところであり、わいせつ事案を踏まえた対応に留まらず、マッチングサイトの運営者に対しては、子どもの安全や保護者の安心のため一層の取組を求める必要がある。

- マッチングサイトについては、
 - ・ マッチングサイトで仲介されるベビーシッターサービスは、子どもを単独で預かり、子どもの生命・健康・安全に大きな影響を与えるものであること
 - ・ マッチングサイト運営者は、利用契約の成立時に保護者、ベビーシッター双方から手数料等を徴収することなどにより収益を得ていること

- ・締結される利用契約のきっかけを提供することにより、利用契約の成立に重要な役割を果たしていること
 - ・利用契約の履行の重要な一部を行っている場合もあること
 - ・近時マッチングサイトを介したベビーシッターサービスの提供・利用が急速に普及しており、こうした事業の健全な発展が必要であること
 - ・さらに一部のマッチングサイト運営者は公的事業に関与していること
- などを考え合わせると、マッチングサイトの運営者は一定の責任を負うべきと考えられる¹ものであり、本専門委員会においては、この考え方を基本とする。

3. 具体的な対応案

(1) 未然防止の取組

① 保護者（利用者）への周知とそれに基づく保護者の適切な選択

今般の事案発生後の昨年6月、厚生労働省において、「ベビーシッターなどを利用する際の留意点」を改定し、「留意点」の周知を図ったところであるが、保護者が「留意点」に記載されている事前の確認等を行うことは極めて重要であり、引き続き、あらゆる機会を捉えて「留意点」の周知に取り組むとともに、必要に応じて見直しを行っていくべきである。

② 事業者の自主的な取組の推進

本専門委員会において、ベビーシッターを雇用等する法人事業者の団体である（公社）全国保育サービス協会にヒアリングを行ったところ、従事者の適性の確認や質の確保等の観点から、加盟事業者共通の取組として誓約書の提出、登録しているベビーシッターの管理などの対応を検討しているとの回答を得た。こうした事業者の自主的な取組は未然防止の観点から極めて重要であり、厚生労働省においては、こうした取組を推進していくべきである。

③ マッチングサイトガイドラインの見直し

上記2（2）で示した基本的な考え方の下、登録時の面談、届出等の事前チェックや保護者への正確な情報提供の強化等について、ガイドラインの内容を見直すとともに、保護者の選択により資するよう、厚生労働省の「子どもの預かりサービスのマッチングサイト

¹ 「オンラインプラットフォームにおける取引の在り方に関する専門調査会報告書」（平成31年4月消費者委員会オンラインプラットフォームにおける取引の在り方に関する専門調査会）において、「プラットフォーム上で締結される利用者間の契約は、利用者間の意思の合致により成立していると法的には捉えることができるものの、プラットフォーム事業者が定める取引ルールの在り方に依存している部分もある」（P.54）とした上で、「プラットフォーム事業者は、その役割に応じて取引環境の健全化を図り、利用者が、当該プラットフォーム上において、①安全に取引を行い、かつ、②合理的な選択の機会を確保するためのシステムを構築する役割を担う立場にあると指摘することができる」（P.58）とされている。

のガイドライン適合状況調査サイト」におけるマッチングサイトガイドラインへの適合状況の掲載方法などをわかりやすいものに改善すべきである（詳細については別添〇）。

○ そして、まずは、2.（2）で示したマッチングサイトに関する基本的な考え方を踏まえ、改訂後のマッチングサイトガイドラインや利用者への情報提供の強化を通じ、各マッチングサイトの運営者における取組を促すとともに、国等の補助事業の対象となっているマッチングサイト運営者に対しては、事業の適正な執行の観点から対応や改善を求めていくべきである。

その上で、厚生労働省においては、上記の取組に対するマッチングサイトの対応状況等も踏まえ、かつ、オンラインプラットフォームに関する法規制を巡る議論等を注視しながら、更なる対応も含め、必要な検討を進めていくべきである。

（2）事案への対応

○ 現行法上、都道府県等は、ベビーシッターを含む認可外保育施設について事業停止命令や施設閉鎖命令（以下「事業停止命令等」という。）を発令することができるが、これまで個人のベビーシッターに対して事業停止命令等を発令した事例はない。今般の事案を踏まえ、ベビーシッターに対しても事業停止命令等を発令することが可能であることを関係通知（※）に明記し、わいせつ事案に係る対応の厳格化を図る必要がある。

（※）「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日付け雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添「認可外保育施設指導監督の指針」（以下「指導監督指針」という。）

① 事業停止命令等の期間

○ 事業停止命令等を発令する要件等については、厚生労働省において現行の指導監督指針の関係規定の例などを踏まえ検討することになるが、事業停止命令等の期間については、現在の保育士の欠格事由を踏まえ、刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年と設定することが合理的であると考えられる。命令の期間を無期限にする（施設閉鎖命令）ことは、他の資格制度においても、現行法上、刑に処せられた場合でもその執行から一定期間後に刑が消滅することなどとの均衡上、法制的に難しいものと考えられていることを踏まえると困難であると考えられる。

○ なお、この点については、教員について、「教員免許状の管理等の在り方について、より厳しく見直すべく、他の制度との関係や法制上の課題等も含め検討を進める。」との閣議決定（「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」（令和2年12月25日閣議決定））が行われている。こうした諸制度の検討を経て改正が行われた場合は、事業停止命令等の期間についても可能な限り厳しく見直し、抑止効果をより発揮するべきと考える。

○ また、原則として、刑事手続が終結し、事実関係が確定した場合に事業停止命令等を発令することとすべきである。

② 事業停止命令等の地理的効力等

○ 児童福祉法上、事業停止命令等の効力の地理的範囲は、発令した自治体内において有効なものと解される。この場合、事業停止命令等を受けたベビーシッターが別の自治体に転居し、そこで届出を行い、事業を開始することも想定されるが、これでは当初の事業停止命令等の趣旨が没却されることになる。

○ そこで、ある自治体（A）から事業停止命令等を受けたベビーシッターが、別自治体（B）に転居するなどして自治体（B）において預かりを実施した場合であって、当該預かりの実施が自治体（A）の事業停止命令等の有効期間の範囲内であった場合、自治体（B）は、自治体（A）から関係資料の移送等を受けた上で、別途、当該ベビーシッターに対して事業停止命令等を発令することを検討する運用とするべきである。また、その際、上記の自治体（B）がより関係資料の移送等を受けずとも過去の行政処分歴を把握するため、児童福祉法施行規則を改正し、ベビーシッターの届出事項に過去の行政処分歴の有無を追加することを検討すべきである。

③ 保育士の欠格事由に関する報告

○ 認可保育所等の施設等については、その使用する保育士について欠格事由に該当するおそれがある場合、当該施設等から都道府県への報告を求めるとしており、仮に欠格事由に該当することが明らかとなった場合、都道府県は保育士登録の取消しを行うこととしているところである。このような報告を求める対象を拡大し、ベビーシッター事業者及びマッチングサイトの運営者からも保育士の欠格事由に関する報告を求めるとすべきである。

④ 保護者への情報提供

○ 保護者がベビーシッターを適切に選び、利用するためには、ベビーシッターに関する正確かつ十分な情報が得られなければならない。

○ その所属するベビーシッターによる事案が発生した場合、ベビーシッター事業者やマッチングサイトの運営者は、被害者側のプライバシーに十分配慮の上、速やかに情報収集を行い、他の保護者の選択・利用に必要な情報を提供する必要がある。

○ こうした観点から、マッチングサイトガイドラインについて、別添〇のとおり改訂を行うべきである。ベビーシッター事業者においても、所属しているベビーシッターによる同様の事案があった場合は、同様の対応が必要である。

○ なお、内閣府の「企業主導型ベビーシッター利用支援事業」においては、事案発生以降、必要な対応を随時とってきているが、当該事業の「マッチング型」においては、今般のマッチングサイトガイドラインの改正も踏まえ、必要な対応を検討すべきである。

(3) 再発防止

① 事業停止命令等に関する情報の自治体間での共有

○ わいせつ事案等が発生した場合、当該事案が発生した都道府県等の担当者が、データベース²に事案の概要を掲載して都道府県等の間で共有し、事業停止命令等が発令された場合には、その内容を当該データベースに掲載することが考えられる。

○ これにより、当該事業停止命令等を受けた者が他の自治体において届出を行い、事業を開始した場合に、当該自治体は迅速に必要な対応を検討し、実行することが可能となる。

② 事業停止命令等に関する情報の一般への公開

○ どのベビーシッターが事業停止命令等を受けたかという情報（氏名等）を一般へ公開した場合、当該ベビーシッターの、子どもに関わる職種への再就職のみならず、社会復帰全般に大きな影響を及ぼすのではないかと懸念がある一方で、当該情報はベビーシッターの選択・利用においては極めて重要な情報である。なお、現行の認可外保育施設の設置者・管理者に対する事業停止命令等に関する公表の取扱いについては、当該設置者等の個人名も含め公表している³。

○ こうしたことを踏まえると、自治体間で共有するデータベースに格納されている事業停止命令等に関する情報については、当該情報自体をそのまま一般に公開するのではなく、届出事項に「過去に事業停止命令等がある場合には、その旨」を追加し、この届出事項をデータベース上に公開することが考えられる（事業停止命令等を受けた場合、氏名、自治体、処分の種類、処分の日時が掲載されることが想定）。この場合には、過去の事業停止命令等に関する情報が公開されるということを認識した上で、それでもなお本人の意思でベビーシッターとしての届出を行うことになり、掲載期間も特に区切る必要はない。

○ また、行政間での共有の場合は、(2) ①で記載した、事業停止命令等を受けたベビーシッターが別の自治体に転居した場合の対応が必要なことも踏まえ、事案概要等の機微な情報も含め、同データベースを通じ共有することとする。

²認可外保育施設、認定こども園、保育所、幼稚園等の情報を掲載している「ここ de サーチ」（子ども・子育て支援情報公開システム。令和2年10月1日より稼働開始）を活用することを想定。

³ 指導監督指針第4（3）。

- なお、情報の共有・公開に際しては被害児童及び保護者の個人情報保護が最優先事項であり、身元を特定される、風評被害を受ける、インターネット等での拡散による二次被害を受けるといった事態を発生させることはあってはならないことに留意すべきである。

4. 中長期的な課題

- 例えば英国の事例を参考に、子どもに関わる職業につく者が自ら犯歴を証明する仕組みを検討すべきとの意見もあった。

こうした制度の導入の検討においては、制度の対象となりうる職種が個人のベビーシッターや事業者に雇用されるベビーシッターのみならず、教育、児童福祉、塾、習い事などの民間のサービスなど広範にわたり、また、受刑者の社会復帰との関係、犯歴情報の管理・証明実務等刑事司法分野における議論が必要不可欠になる。したがって、本専門委員会としては、上記意見を議事録にとどめ、今後、「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」(令和2年12月25日閣議決定)⁴等を踏まえ、幅広い観点から議論が進むことを期待する。

⁴ 同計画では、「…子供に対するわいせつ行為が行われないよう、法令等に基づく現行の枠組との関係を整理し、海外の法的枠組も参考にしつつ、そこで働く際に性犯罪歴がないことの証明書を求めることを検討するなど、防止のために必要な環境整備を図る。【警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、関係府省】」こととされた。